

# INFORMATION



ご存知ですか?

だれもが生き生きと暮らせる社会の実現に向けて

## 東大阪市男女共同参画推進条例

「東大阪市男女共同参画推進条例」は、性別にとらわれることなく、一人ひとりの能力と個性が生かされ、いきいきと暮らせる男女共同参画社会を実現するために、平成16年7月1日に施行されました。この条例では、市や教育関係者はもとより事業者や市民も、皆が連携しながら、それぞれの立場で男女共同参画を進める責任と役割を果たすことが必要であるうたっています。

### .....7つの基本理念.....

1. 性別に関わりなく個人の尊厳が大切にされ、誰もが能力を発揮する機会を持つこと
2. 男女の性別にとどまらない、あらゆる人の人権が配慮されること
3. 社会の制度や慣行、活動の自由な選択に、固定的な性別役割分担意識が影響しないよう配慮されること
4. 市の政策や民間団体の方針立案・決定などに、男女が共同して参画できること
5. 男女がお互いの協力と社会支援のもと、家庭生活と職業生活などを両立できるようにすること
6. 男女が生涯にわたり健康な生活ができるよう配慮されること
7. 男女共同参画の推進が、国際的な協調のもとに行われること



基本理念にのっとり、皆さんとともに男女共同参画社会の実現へ取り組んでいきます。

両立支援で人・財 “GET!”

数年後…。[B社○○○○プロジェクト室]

今年度のHOW制作にあたっては、1年間を通じて市内大学(大阪樟蔭女子大学、大阪商業大学、近畿大学)の多くの学生の方々にご協力いただきました。

## 東大阪市男女共同参画社会をめざす情報紙 HOW 別冊

編集発行: 東大阪市 人権文化部 男女共同参画課  
〒577-8521 東大阪市荒本北50番地の4 TEL 06-4309-3300 FAX 06-4309-3823  
Eメール danjokyodo@city.higashiosaka.osaka.jp

制 作:(株)ライフキャリアデザイン・アソシエイツ